

一般社団法人日本腹部放射線学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本腹部放射線学会と称し、その英文名は、The Japanese Society of Abdominal Radiology (JSAR)と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消化器、泌尿器、生殖器等の腹部領域の放射線診断に関する学術の進歩と知識の普及を図り、わが国における放射線科医師の高度な診断能力の修得と資質の向上に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会などの開催
- (2) 研究業績の表彰及び研究の助成
- (3) 教育研修の実施
- (4) 関連学会との連絡及び協力
- (5) 国際的な研究協力の推進
- (6) 研究成果の電子出版又は刊行物の発行
- (7) 前各号に掲げるほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 この法人の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載してする。

第3章 会員・社員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の6種とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同し、専門の学識と経験を有し、定められた会費を納める者
- (2) 準会員：この法人の目的に賛同する者
- (3) 名誉会員：この法人の運営・発展に寄与し、又は腹部の放射線診断に関して功績が特に顕著な者で、別に定める規定に基づき、名誉会員の称号を与えられた者
- (4) 功勞会員：この法人の運営・発展に貢献のあった者で、別に定める規定に基づき、功勞会員の称号を与えられた者
- (5) 学生会員：この法人の目的に賛同する大学又は大学院に在籍する学生
- (6) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、その事業を賛助する法人及び団体

(社員)

第7条 この法人の社員は、250名以内で、正会員の中から別に定める規定をもって選出される役員（理事、監事）及び評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員又は功労会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(異動)

第9条 会員は、入会申込書の記載事項に異動を生じたときは、速やかに所定の異動報告書を代表理事に提出しなければならない。

(会費)

第10条 この法人の会費は、社員総会の議決をもって別に定める。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第12条 会員又は社員は、退会しようとするときは、所定の退会届を代表理事に提出し、いつでも退会することができる。

(会員及び社員の資格喪失)

第13条 会員又は社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 第14条の規定により除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(除名)

第14条 会員又は社員が次の各号の一に該当する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会費を2年以上滞納したとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員又は社員を除名する場合は、当該会員が希望したときは、社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の規定により会員又は社員を除名したときは、除名した会員又は社員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員又は社員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員又は社員が第13条又は第14条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する会員又は社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 評議員

(評議員の員数)

第16条 この法人の評議員は、200名以内とする。

(評議員の選任)

第17条 評議員は、別に定めるところにより、社員総会において正会員の中から選任する。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(評議員の解任)

第19条 評議員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、理事会及び社員総会の議決の前にその評議員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(評議員の報酬)

第20条 評議員は、無報酬とする。

第5章 社員総会

(構成)

第21条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第22条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員及び社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第24条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、社員総会の1週間前までに社員に対して、第5項各号に掲げる事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない社員が代理人によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項ただし書きの場合には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書面
- 5 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員の選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）

（議長）

第25条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議決権の数）

第26条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

（総会の決議）

第27条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員又は社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使）

第28条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

（議事録）

第29条 社員総会の議事については、法令で定めることにより議事録を作成し、議長及び出席した理事の中から指名された者がこれに記名押印するものとする。

第6章 役員及び役職

(役員)

第30条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 10名以上15名以内
 - (2) 監 事 2名以上4名以内
- 2 理事の中から、代表理事1名を理事会の決議により定める。また、副代表理事2名を置くことができる。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中からその候補者を選出し、社員総会の決議により選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、法人の業務を総理する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、副代表理事がその業務を代行するものとする。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。
- 3 前号の報告をするために、必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第30条に定める定数を欠くに至ったときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第35条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第36条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除等)

第37条 この法人は、理事又は監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法律に定める要件に該当する場合には、法令の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(顧問)

第38条 本法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び職務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 理事会

第39条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第41条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対してその通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第45条 理事会の運営に関する事項は、法務省令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議において定める理事会規則による。

第8章 基金

(基金)

第46条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第47条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第48条 拠出者に返還する基金は、その総額について理事会において審議した後、社員総会において議決したところに従って返還する。

第9章 資産及び会計

(剰余金の分配の制限)

第49条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をするときに有する残余財産は、社員総会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

2 前項に規定する他の公益法人又国若しくは地方公共団体は、第22条に規定する社員総会の決議によるものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(財産の管理・運用)

第53条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決

議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(会計原則)

第54条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この法人の定款は、第22条第5項に規定する社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第56条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第22条第6項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併によりこの法人が消滅するとき
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

第11章 事務局

(事務局)

第57条 この法人には、事務局及び職員を置くことができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議で定める。
- 3 職員は、有給とする。

第12章 附則

(設立時社員の氏名)

第58条 この法人の設立時社員は、次のとおりである。

松井	修
森	宣

(最初の事業年度)

第59条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成23年4月末日までとする。

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。